

## 高松市私費外国人留学生学習支援金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人高松市国際交流協会（以下「協会」という。）が私費外国人留学生に対して学習支援金を支給することにより、留學生活の円滑な開始に寄与することを目的とする。

### (支給対象者)

第2条 学習支援金の支給対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ大学等の長が推薦する者とする。

- (1) 高松市内に居住し、大学院、大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校（以下「大学等」という。）で勉学している、出入国管理及び難民認定法において「留学」の在留資格を有する私費外国人留学生。ただし、奨学金を受給している者は除く。
- (2) 1年以上留学予定の者
- (3) 協会SNSに登録又はフォローする者
- (4) 協会が実施するイベント等に参加する意思がある者
- (5) 香川県内で就職を希望している者

### (申請)

第3条 学習支援金の支給を希望する者は、前条に規定する大学等に留学した初年度において1回限り申請することができる。

- 2 申請者は、様式第1号の申請書に必要事項を記入し、学生証のコピーを添え、大学等の長に提出する。
- 3 大学等の長が審査し、様式第2号の推薦書類に、申請者が提出した申請書及び学生証のコピーを添え、高松市国際交流協会理事長（以下「理事長」という。）に提出する。

### (決定と支給額)

第4条 理事長は、大学等の長の推薦をもって学習支援金支給対象者と決定する。

- 2 支給額は、1人につき10,000円とする。

### (支給)

第5条 理事長は、学習支援金を留学初年度において1回限り支給する。

- 2 支給対象者は、指定された支給日に学生証等を持参のうえ、協会事務所において支給を受ける。
- 3 協会は、大学等からの名簿と照合し、支給対象者であれば支給する。

### (支給の打ち切り)

第6条 理事長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、学習支援金の支給を打ち切ることができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正な手段により、学習支援金を受けたとき。

(返還)

第7条 理事長は、支給対象者が帰国または市外へ転出したとき、また、前条の規定により、支給の打ち切りをしたときは、当該支給者に対し、既に支給した学習支援金の全部又は一部の返還を求めることができる。

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 高松市私費外国人留学生国民健康保険料助成要綱（平成14年4月1日施行）は、廃止する。